

別紙

諮問第613号、第631号

答 申

1 審査会の結論

諮問第613号に関し、「請求人が行った説明要求に対して社会的合理性のある回答をしなかったことに関する全ての個人情報」外1件を不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

また、諮問第631号に関し、「請求人が行った説明要求に対して社会的合理性のある回答をしなかったことに関する全ての個人情報」外1件を不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表に掲げる本件請求個人情報1及び2の開示を求める本件開示請求1に対し、東京都人事委員会が平成29年8月24日付けで行った非開示決定（以下「本件非開示決定1」という。）及び同表に掲げる本件請求個人情報3及び4の開示を求める本件開示請求2に対し、東京都人事委員会が平成29年11月2日付けで行った非開示決定（以下「本件非開示決定2」という。）について、それぞれその取消しを求めるというものである。

（本件開示請求1において審査請求人が人事委員会を訪問したとされている平成〇年〇月〇日（以下「当該日1」という。）と本件開示請求2において審査請求人が人事委員会を訪問したとされている平成〇年〇月〇日（以下「当該日2」という。）は、それぞれ異なる日付である。）

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりで

ある。

ア 審査請求書

(ア) 諮問第613号

a 趣旨

本件非開示決定1を取り消し、審査請求人が請求した保有個人情報を全て開示せよ。

b 理由

「開示請求者が人事委員会を訪問し説明要求を行った事実はなく、請求に係る保有個人情報は存在しない」というが、当該日2に人事委員会に出向き審査手続が停滞していることについて説明を求め、これに対して人事委員会がまともな説明を行わなかった挙句に、審査請求人が所属する〇〇局の課長に告げ口をしたことは紛れもない事実である。本件開示請求1についてその事実はなく文書を作成していないというのは建前であり、実際のところ人事委員会は同文書を作成しているが、これを開示すると人事委員会の不適切な対応の是非等を追及されることにつながり、自身に都合の悪い事態に陥るため、このような事態を回避すべく本件の理由（文書不作成等）により開示を拒否したと考えられる。しかし、このような理由による非開示決定は、都民の理解と批判のもとでの公正で透明な都政の実現を目指している東京都情報公開条例1条の趣旨に真っ向から反するものであり、違法であることは明らかである。よって、開示請求者でもある審査請求人は、本件の非開示決定の取消しを求めて、審査請求を行うこととした。

(イ) 諮問第631号

a 趣旨

本件非開示決定2を取り消し、審査請求人が請求した保有個人情報を全て開示せよ。

b 理由

平成〇年（不）第〇号事件の審査請求に係る審議の手続が停止している件については、「審査方針を検討中だから」という非常に大雑把で到底納得できない回答しか得られていない。審査請求人の期待に全く応えようとせず、事務的、機械的な回答しか行わない実施機関の対応は、社会通念上誠意のある回答とは到底言えない。

また、この説明対応に関する個人情報には存在しないと実施機関は主張するが、実施機関のいい加減な説明に激怒したという審査請求人のプライベートの行為を、実施機関は審査請求人の所属である〇〇局の管理職に告げ口をして、審査請求人に圧力をかけたのであるから、この説明対応に関する文書が存在しないはずがない。

以上より、実施機関の非開示決定の理由は、失当である。よって、審査請求人は、本件の非開示決定の取消しを求めて、審査請求を行うこととした。

イ 意見書

（ア）諮問第613号

実施機関は、審査請求人が当該日1に実施機関を訪問した事実はなかった旨主張しているが、都庁職員でもある審査請求人は年次有給休暇を取得した上で、当該日2に実施機関を訪問している。

また、当該日1付近で審査請求人が実施機関を訪問したのは当該日2だけであり、同日の訪問では審査請求人と実施機関の管理職との間でかなりの口論になり、審査請求人を逆恨みした実施機関は審査請求人のプライベートな情報であるこの口論の情報を審査請求人の所属部署に情報漏えいしているのだから、審査請求人が求めているのは、当該日2に訪問した時の情報、資料であると実施機関はすぐに分かるはずである。実施機関は、実際に訪問があった当該日2と当該日1を勘違いしたものだろうと合理的に推測した上で当該日2に審査請求人が訪問した時の情報、資料を開示するといった、開示請求者目線に立った柔軟な対応を行う必要があったはずである。

それなのに、実施機関は、その場の状況に応じた柔軟な対応を全く行わず、審査請求人の勘違いにつけこみ、審査請求人が当該日1に実施機関を訪問した事実はなかったとして、本件を事務的に非開示とした。これは、自らの問題対

応を隠蔽するための詭弁であるとともに、その場の状況に応じた最低限の柔軟な対応すら行わないものであり、これを正当化する実施機関の主張は、失当である。

(イ) 諮問第631号

実施機関は、当該日2の説明要求に関し、審査請求人が怒ったことについて、〇〇局に伝えた事実はない旨主張しているが、都庁職員である審査請求人は所属である〇〇局の管理職から本件について注意を受けている。当該日2の説明要求については審査請求人と実施機関しか知らないものであり、審査請求人は年次有給休暇を取得して実施機関に出向いているので、〇〇局には何も言っていない。この件についての情報提供を〇〇局に行ったのは、実施機関しか考えられないから、これを否定する実施機関の主張は論理的にあり得ないものであり、失当である。

また、実施機関は、苦情相談の対応中に審査請求人が人事委員会の相談室内で大声で怒鳴ったと主張しているが、人事上の苦情相談を親身になって行うのは人事委員会の職務であるのにこれを行わず、審査請求人を怒らせたのは実施機関の方である。実施機関の主張は、本件トラブルの原因となった身内職員の職務怠慢対応の非について、一市民として対応を求めた審査請求人に責任転嫁しようとするものであり、失当である。

さらに、実施機関は、苦情申立書を所属に送付する際に、審査請求人が罵声を浴びせたことについて、所属長に状況を忠実に伝えた事実はある旨主張しているが、苦情申立書を郵送したのであれば、そのような余計なことを伝える必要は全くなかったはずである。審査請求人は年次有給休暇を取得して一市民として実施機関に出向いているのであり、審査請求人の一市民としての行為（業務外の行為）に関する情報を勝手に職場の所属に情報提供した実施機関の行為は、個人情報目的外提供として条例10条2項に違反する犯罪行為に当たるから、実施機関の主張は失当である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 諮問第613号

審査請求人は、本件開示請求1において、請求に係る保有個人情報の内容を「平成〇年〇月〇日に人事委員会を訪問して行った説明要求に対して、人事委員会事務局の審査補佐員等が社会的合理性のある回答をしなかったことに関する全ての個人情報等」としていたことから、実施機関の組織内において、審査請求人が実施機関を訪問して説明要求を行ったか否かを職員に確認したところ、当該日1にその事実がなかった。

したがって、審査請求人が当該日1に実施機関を訪問し、説明要求を行った事実はなく、請求に係る保有個人情報は存在しないことを理由として、条例14条1項の規定により、本件非開示決定1を行ったものである。

(2) 諮問第631号

ア 本件請求個人情報3について

平成〇年（不）第〇号事件の審査請求に関する説明要求（以下「本件説明要求」という。）については、当該事件の審査補佐員である審査担当課長自身が対応しており、審査担当部長への報告は口頭で行ったことから、対応、回答したことについての報告書等は作成していない。

したがって、本件請求個人情報3に該当する保有個人情報は作成及び取得しておらず、存在しない。

イ 本件請求個人情報4について

審査請求人は、本件説明要求に関し、合理的な説明がなかったことに請求者が怒ったことに関して、人事委員会が請求者の所属する〇〇局（以下「本件所属局」という。）に伝えたことに関する全ての個人情報の開示を請求しているが、平成〇年（不）第〇号事件の審査請求に係る請求人の対応状況について、本件所属局に伝えた事実はない。

審査請求人が当該日2に実施機関を訪問した際の状況を述べると、審査請求人は「4月に課長代理に昇格できなかったこと」について苦情相談（以下「本件苦情相談」という。）をするため人事委員会事務局に来庁した。審査請求人は対応

した苦情相談を担当する職員に「昇格できなかったこと」に対する救済措置を求めた。対応した職員は実施機関における苦情相談はできない旨説明したが、説明に納得しなかったので、「昇格できなかったこと」に係る苦情申立書を本件所属局へ送付することで、審査請求人も了解した。

本件苦情相談の対応中に、都の職員である審査請求人は、自己の所属以外の職場である人事委員会事務局内の相談室において大声で怒鳴り、苦情相談を担当する職員に罵声を浴びせており、このことについて、苦情申立書を審査請求人の所属に送付する際、審査請求人のサービスを管理する所属長に、本件苦情相談時の状況を忠実に伝えたという事実はある。

なお、本件苦情相談において、平成〇年（不）第〇号事件に係る話題は一切出していない。

審査請求人が審査請求の対象としている本件説明要求については、本件苦情相談の終了後に審査請求人が新たに求めたものである。そのため、苦情相談を担当する職員が相談室から退出し、平成〇年（不）第〇号事件の審査補佐員である審査担当課長が相談室に入室してから新たに審査請求人に対応したものである。

以上の経緯から、審査請求人は、この時の審査担当課長の説明に対して怒ったことに関し、対応状況を本件所属局に伝えたことについての個人情報を開示請求の対象としていると判断したものであるが、その時の平成〇年（不）第〇号事件の審査請求に係る対応状況について本件所属局に伝えたという事実はない。

したがって、本件請求個人情報4に該当する保有個人情報は作成及び取得しておらず、存在しない。

なお、本件苦情相談時の対応状況を本件所属局に伝えたことについての個人情報については、審査請求人の所属に送付した苦情申立書（審査請求人が苦情相談を担当する職員に提出した際、控えを審査請求人に返しており、審査請求人も同一のものを所持）の写しは実施機関で保有しているが、それ以外の審査請求人に係る保有個人情報は存在しない。

よって、条例14条1項の規定により、本件非開示決定2を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年12月27日	諮問（諮問第613号）
平成30年 3月 8日	諮問（諮問第631号）
平成30年 8月31日	実施機関から理由説明書收受（諮問第613号及び第631号）
平成30年12月12日	審査請求人から意見書收受（諮問第613号及び第631号）
平成31年 1月24日	新規概要説明（第191回第二部会）
平成31年 2月22日	審議（第192回第二部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のよう
に判断する。

ア 審議の併合について

諮問第613号及び第631号については、審査請求人が同一であること及び
審査請求の趣旨が同じであることから、審査会は、これらを併合して審議するこ
ととした。

イ 本件開示請求1及び2に係る決定について

本件開示請求1は、別表に掲げる本件請求個人情報1及び2の、本件開示請求
2は、同表に掲げる本件請求個人情報3及び4の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求1及び2に対し、それぞれ不存在を理由とする非開
示決定を行った。

ウ 地方公務員法に定める不利益処分に関する審査請求について

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）は、29条1項で職員に対する懲戒処分の定めを置き、49条で「任命権者は、職員に対し、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を行う場合においては、その際、その職員に対し処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。」と規定した上で、49条の2第1項において「前条第1項に規定する処分を受けた職員は、人事委員会又は公平委員会に対してのみ審査請求をすることができる。」と規定している。

実施機関である東京都人事委員会は、法51条の規定に基づき、法49条の2第1項に規定する審査請求に関し必要な事項を定めるものとして、不利益処分についての審査請求に関する規則（平成8年人事委員会規則第6号）を定め、これにより審査請求に係る審査を行っている。

エ 本件請求個人情報1から4までの不存在の妥当性について

（ア）本件請求個人情報1及び2について

実施機関の説明によれば、審査請求人が当該日1に人事委員会を訪問した事実は確認できなかったとのことである。

本件では、審査請求人が当該日1に人事委員会を訪問したと認めるべき事情は見当たらず、本件請求個人情報1及び2が存在しないとする実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

（イ）本件請求個人情報3について

実施機関の説明によれば、本件説明要求については、審査補佐員である審査担当課長自身が担当しており、審査担当部長への報告は口頭で行ったとのことである。

本件説明要求が手続の進捗状況について照会を行うものであることを踏まえると、これに係る報告書等の公文書を保有しておらず、本件請求個人情報3が存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(ウ) 本件請求個人情報4について

実施機関の説明によれば、本件苦情相談を受けて審査請求人と実施機関がやり取りをした結果、審査請求人が作成した苦情申立書を実施機関から本件所属局に送付することになったとのことであり、また、審査請求人は、本件苦情相談中に、担当した職員に大声で怒鳴り、罵声を浴びせており、実施機関は苦情申立書を送付する際、このような苦情相談時の状況を本件所属局に忠実に伝えたとのことである。

審査請求人は本件開示請求において、苦情相談時の状況が記載され、本件所属局に送付された文書を求めていると解すべきであるが、念のために審査会が実施機関に確認したところ、苦情相談時の状況については口頭で伝達したとのことであり、これを記載した文書は保有していないとのことである。このような本件の経緯に鑑みると、本件請求個人情報4が不存在であるとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

以上のことから、本件請求個人情報1から4までについて不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二

別表

諮問番号	本件開示 請求	開示請求の内容	本件請求 個人情報
第613号	1	<p>(1) 開示請求者が(審査)請求人である平成〇年(不)第〇号事件の審査請求において、審査手続き停止に係る疑義について請求人が平成〇年〇月〇日に人事委員会を訪問して行った説明要求に対して、人事委員会事務局の審査補助員等が社会的合理性のある回答をしなかったことに関する全ての個人情報</p>	1
		<p>(2) 前記の合理的な説明がなかったことに請求者が怒ったことに対して、人事委員会が逆切れして、請求者が所属している〇〇局に告げ口することにより圧力をかけた職権濫用行為に関する全ての個人情報</p>	2
第631号	2	<p>(1) 開示請求者が(審査)請求人である平成〇年(不)第〇号事件の審査請求において、審査手続き停止に係る疑義について請求人が平成〇年〇月〇日に人事委員会を訪問して行った説明要求に対して、人事委員会事務局の審査補助員等が社会的合理性のある回答をしなかったことに関する全ての個人情報</p>	3
		<p>(2) 前記の合理的な説明がなかったことに請求者が怒ったことに対して、人事委員会が逆切れして、請求者が所属している〇〇局に告げ口することにより圧力をかけた職権濫用行為に関する全ての個人情報</p>	4